

令和7年度 証言映像収録・編集・発信事業（収録）委託業務仕様書

1. 委託事業名

令和7年度 証言映像収録・編集・発信事業（収録）業務委託

2. 委託事業の目的

沖縄戦後の苦難及び復興と発展の道を歩んできた「終戦から復帰までの沖縄」の記憶を次世代に継承し、平和を希求する「沖縄のこころ」を世界に強く発信するために、戦後から日本復帰（1972年）までの米国統治下の沖縄に関する証言映像の収録及び編集を行う。

3. 委託期間

契約締結の日から令和8年2月28日（土）まで

4. 委託業務内容

(1) 内容・体制に関する事項

- ① 令和4年度に収録・編集し、令和5年度に多言語編集を行いWEB公開中の戦後の証言映像集「世替わりを生きて」に追加登録を行う証言映像を制作する。
- ② 受託事業者は業務の実施にあたり、業務を統括する管理責任者、業務担当者、監修者、インタビュアーを配置すること。それらは、各担当する業務に必要な知識と技能を有する者であること。
- ③ アドバイザーは、沖縄戦及び戦後沖縄の歴史等に専門的知識を有し、かつ、十分な研究実績を有する者とする。受託者は、沖縄県平和祈念資料館（以下、委託者と表記する。）と協議の上、アドバイザーを選定すること。
- ④ インタビュアーは、沖縄戦から戦後沖縄の歴史等に一定の見識を有し、かつ、インタビュー経験のある者とする。
- ⑤ アドバイザーは、専門的な見識をもとに証言内容や証言者の選定に関して助言を行うものとする。（3回程度の調整会義に参加）また、映像収録への参加や映像収録後に各証言（20名分）について内容の確認、採用部分の選定、考証・推敲を行い、編集・校正に関する助言及び指摘を行う。
- ⑥ 証言者ごとに当該証言内容・分野に関する有識者として、監修者を1名ずつ選定する。監修者は、編集後の証言映像（字幕・テロップ入り）で内容の錯誤等が無いかの確認を行い、所見や指摘事項の報告を行う。

(2) 証言映像の収録に関する事項

① 証言者の選定について

受託者は当館や各市町村（博物館・資料館等の諸機関含む）、公民館、その他の団体・個人等から推薦や情報を得て調査を行い、「証言映像収録候補者リスト」（30名程度）を作成する。そのリストをもとに、委託者およびアドバイザーと協議の上、20名程度の収録対象者の選定を行う。

② 収録対象の内容及び証言者について

収録の対象は、終戦後から日本復帰までの27年間に及ぶ米国統治下（「アメリカ世」）における沖縄の諸相を示すものとする。社会情勢や人々の生活、日本復帰前後の変化や課題など、当時の沖縄をさまざまな側面から捉えることができる内容とする。

また、証言者の経験等が戦後の沖縄を知る上で重要であり、かつ、映像による記録及び公開の必要性が高い方々を収録の対象とする。

③ 収録者の対象地域について

沖縄本島及び周辺離島、宮古・八重山諸島等とする。内訳は、沖縄本島及び周辺の離島 15 人程度、宮古・八重山諸島等 5 人程度を目安とする。証言内容や地域的特性、等に配慮しながら対象地域を選定すること。

④ 収録交渉及び収録方法について

ア. 収録予定者の収録交渉・日程調整、事前聞き取り調査は受託者が行う。

イ. 収録方法は個別方式で行い、撮影場所は証言者の希望を優先する。また、撮影に対して安全管理を徹底すること。

ウ. 証言者から証言映像の収録・編集と公開活用についての承諾を得ること。

エ. 収録内容については、収録業務の事前に委託者と協議し決定する。収録においては、インタビュアーが証言者に質問を行い、スムーズに聞き取りが行えるようにする。(事前調整で質問内容等を伝え、収録が円滑に行えるように配慮する。)

オ. 収録は、インタビュアー 1 人、カメラマン 1 人、照明兼音声 1 人を撮影スタッフとして行う。

カ. 収録は 1 日あたり 1～2 人程度を基本とする。収録時間は、証言者 1 人あたり 1～2 時間以内を基本とするが、内容によってはその限りとしない。

キ. 映像の解像度はフルハイビジョン～4K と同等であること。

⑤ 証言取材協力者へのお礼について

証言者には、取材及び収録への協力に対するお礼として、謝礼金(12,000 円×20 人:事前調査1時間+収録時2時間で算出)を支払う。源泉徴収に関する処理は、受託者で行うこと。

(3) 各証言映像の編集に関する事項

① 収録後の編集作業について

ア. 収録した個々の証言は、映像資料として編集制作する。

イ. 収録の際に証言者が提示した写真やその他資料、証言内容の説明等に適した写真資料等があれば、著作権等の権利関係を確認の上、映像中に挿入するものとする。

ウ. 収録した映像は、公開用として最終的に 15～20 分程度の映像に編集する。

エ. 収録後は証言映像全時間分の反訳(文字起こし)を行い、反訳文(全編版)を作成する。

オ. 作成した反訳文(全編版)をもとに沖縄県平和祈念資料館と協議の上、公開用証言映像の編集を行い、編集後の反訳文(編集版)を作成する。

カ. 編集が完了した映像の反訳文(編集版)は順次、沖縄県平和祈念資料館に提出し、11 月末までに全ての反訳文(編集版)提出すること。

キ. アドバイザーは、反訳文をもとに各証言(20 名分)について内容の確認、採用部分の選定、考証・推敲を行い、編集・校正に関して助言及び指摘を行う。監修者には報償費として証言者 1 名に関する作業につき(4,000 円×16 時間)を支払う。源泉徴収に関する処理は、受託者で行うこと。

ク. 反訳文(編集版)が完成した証言は順次、映像に挿入する字幕の編集作業を行う。

- ケ. 編集後の証言映像(字幕・テロップ入り)は、証言ごとに委託者と協議の上決定した専門員の点検を受ける。専門員は、証言内容に関する検証(地域や時代背景、専門的事項等)が可能な方々とする。専門員には点検に対する謝礼として、謝礼金(証言者1名担当につき 4,000 円×3時間)を支払う。源泉徴収に関する処理は、受託者で行うこと。
- コ. 専門員による点検後、修正箇所等の指摘があれば速やかに確認及び修正作業等を行う。その際には、必ず委託者及び監修者へ報告し、確認及び協議の上、修正等を行うこと。

② 証言映像内の表示について

- ア. 編集後の映像中には、字幕やテロップ等を挿入する。証言映像の冒頭にタイトルを入れ、証言者の氏名、生年、出身地、必要に応じて当時の職業や年齢等の情報を表示する。また、証言日(撮影年月日)等も表示する。
- イ. 内容の理解を助けるため、必要に応じて見出し(テロップ)を表示する。

③ 字幕について

- ア. 各証言者の証言映像には字幕をつける。
- イ. 証言記録は本人の語り口を優先するが、証言の中で使われている「しまくとうば」(県内各地域に受け継がれてきたことば)はカタカナ表記を基本とし、必要に応じて標準語への言い換えや標準語の意味を添えるなど視聴者の理解しやすい表記にすること。
- ウ. 難読漢字や特殊な用語等は、必要に応じてルビをつける。
- エ. 字幕には特別な意図がない限り句読点は使用せず、スペースを入れて対応する。(読点は半角スペース、句点は全角スペースなどの字幕の基本ルールに準ずること)
- オ. 字幕は1行につき最大で 18 文字以内、2行までを原則とする。単語の途中で改行せず、適切な意味の切れ目で改行すること。
- カ. 視聴者にとって無理なく確認できる書体やフォント等を使用すること。

④ 映像編集及び字幕作成に関する留意事項

- ア. 映像の編集及び字幕作成にあたっては、証言中の用語等に差別的な表現や不適切な表記がないか確認を行う。当時は一般的に使用されていた用語等であっても、現在では認識が異なる場合があるため、沖縄県が公開する証言映像の内容及び表記として適切であることを基準とする。
- イ. 監修者は、上記ア及び証言中の用語・表記等の確認を行う。しまくとうばや略語の正式名称、戦後特有のことば等の意味や表記方法についても確認し、共通する用語等は統一すること。
- ウ. 上記ア・イ、その他の事項についても必要に応じて委託者と協議を行い、作業をすすめること。

(4) 広報用素材の制作

① 広報用素材(ポスター・チラシ等)について

- ア. 証言映像やプロモーションビデオ等を素材として、広報用のチラシ・ポスター等を制作する。ポスター・チラシの仕様は以下のとおりとする。

【ポスター】A2(表:カラー印刷)、コート紙 800 枚(750枚は4つ折りにする)

【チラシ】A4(両面カラー印刷)、コート紙 2,400 枚

イ. 沖縄県平和祈念資料館が指定する関係機関(約550ヵ所)に、広報用ポスター・チラシを含む 100g以内の郵送物の詰め作業を及び発送を行う。

※関係機関(県内小・中・高等学校、特別支援学校、市町村教育委員会、公立図書館等、沖縄県地域史協議会等の関係機関、博物館等の関連施設、協力者・機関を含む)

ウ. 発送用の宛先データ、封筒(角2)は、沖縄県平和祈念資料館が提供する。

エ. ポスター・チラシについては、JPEG 及び PDF のデータも提出する。

(5) 納品に関する事項

① 貸与を受けた資料及び情報について

貸与を受けた資料及び情報は、速やかに沖縄県平和祈念資料館に返却する。

② 証言映像データ(保存用・公開用)について

ア. 20 名の全収録分の証言映像データを1証言者1枚のブルーレイディスクに保存し、納品する。

イ. 1枚に複数名分の映像を収納したブルーレイディスク1式を、保存用 1 式、貸出用5式を納品する。

ウ. 沖縄県平和祈念資料館内映像管理システムへのインストール用として、1枚に 10 名分の映像を収納したDVDディスクを納品する。データ形式はMP4形式とする。

エ. いずれもディスクに関してはレーベル印字、ケースの表紙ジャケット印刷を施し納品すること。

オ. ハードディスクに収録・編集した証言映像データを収納し納品する。

カ. 証言映像の白素材データ(多言語編集用)もオのハードディスクに納品すること。

キ. 納品するDVD及びブルーレイディスク、ハードディスクは、傷、埃、汚れなどに強い、ハードコート等の保護コート仕様とする。

③ 贈呈用(証言者・協力団体等)について

ア. 各証言者及び協力団体等への贈呈用として、収録編集映像のDVDディスクを納品する。

イ. 証言者には当事者が収録された DVD ディスクを贈呈し、協力団体等には証言映像編集ブルーレイディスク(20 名分収録)を贈呈する。

ウ. いずれもディスクにはレーベル印字、ケースの表紙ジャケット印刷を施すこと。

エ. 証言者及び協力団体への贈呈用DVDディスクの郵送は受託者が行う。

④ 反訳(文字起こし)資料等について

ア. 証言映像の反訳文(文字起こし資料)は、各証言者の全収録時間分の全編版と編集後の編集版の両方を納品する。

イ. 納品形態は、証言者ごとにファイルに綴った紙資料及びデータとする。

⑤ 収録・編集業務に関する資料について

ア. 証言映像データリスト(証言者名、生年月日(撮影時の年齢)、出身地、タイトル、時間数(全編版、編集版)、証言の分野及び概要等)

イ. 収録者リスト(証言者氏名、生年月日(撮影時の年齢)、出身地、連絡先、収録日、

- 収録場所、紹介団体、タイトル等)
- ウ. 証言収録活動記録(証言者情報、連絡先、紹介者、収録日、収録場所、撮影風景写真等)
- エ. アドバイザーによる助言・指摘事項(考証・推敲含む)関連ファイル
- オ. 監修者の所見指摘事項ファイル
- カ. 業務に関する委託者との調整会議記録
- キ. その他収録・編集業務において収集・作成したデータ等
- ク. 収録・公開に関する証言者の承諾書(宛名は沖縄県平和祈念資料館長)
- ケ. 上記ア～カの納品形態は、紙資料及びデータとする。上記クの承諾書は、署名入りの原本とする。

5. 諸報告

(1) 業務計画書の提出

受託者は契約締結後、7日以内に本業務に関する業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

(2) 業務の諸報告

- ① 受託者は、作業の進捗状況を定期的に委託者に報告するものとする。報告様式や報告時期については、委託者と協議の上、決定する。
- ② 業務遂行の過程で委託者との調整会議等を実施した場合には、随時、会議記録などの報告資料を作成し委託者に提出するものとする。

(3) 業務完了報告書の提出

受託者は、業務完了後、成果物とともに本業務に係る業務報告書を作成し、委託者の指示する期限までに提出すること。

6. 作業条件等

- (1) 作業場所については、受託者の責任において準備すること。
- (2) 受託者は、作業の上で不明な点が生じた時には、速やかに委託者に相談し、両者協議の上で問題の解決を図る。
- (3) 業務の実施にあたり、必要な機材、要員、設備の設置・撤去費用、資料の搬出・搬入、その他作業に必要な備品・消耗品等は受託者が準備する。なお、委託料で備品、機材の購入は認めない。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項は、必要に応じて委託者と受託者双方による協議の上で対処する。また、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合も同様とする。

7. 提供資料の取扱い

- (1) 本業務で取り扱う資料は紛失が起らないよう、管理には万全を期すこと。
- (2) 沖縄県平和祈念資料館から提供される資料については、委託担当者と受託者の両者で確認し、チェックリストに記載する等、管理には万全を期すこと。

8. 著作権等の扱いについて

- (1) 成果物に関する著作権及び使用权は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

9. 守秘義務・個人情報の取扱いについて

- (1) 受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。
- (2) 業務上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

10. 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ① 契約金額の 50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ③ その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることができる業務等の範囲は、以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

県が再委託により履行できると決定した業務

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

○その他簡易な業務

- ① 資料の収集、整理、複写、印刷、製本
- ② 原稿、データの入力及び集計
- ③ その他、県が簡易と決定した業務

(4) 再委託の相手方の制限

本委託業務の入札に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に本委託業務を委任し、又は請け負わせることはできない。